

憩いホーム湯田の里デイサービス
地域密着型通所介護重要事項説明書
(通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明書)

令和7年2月1日 現在

1. 施設の概要

(1) サービスの提供等

運営主体	社会福祉法人 正寿福祉会
代表者	理事長 河西 正傳
施設名	憩いホーム湯田の里 デイサービス
開設年月日	令和6年5月15日
所在地	山梨県甲府市幸町15-10号
電話・FAX番号	055-269-6464・055-269-6465
施設長	岩淵 章二
介護保険施設指定番号	1990101048

(2) 事業所の目的と運営方針

① 目的

指定通所介護の事業は、要支援または要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

② 運営方針

- (一) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (二) 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- (三) 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- (四) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、その改善を図っていく。
- (五) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1人		施設全体の管理を行うとともに利用者ごとの介護計画を立案
生活相談員	1人		利用者及び利用者の家族等の生活全般の相談に対応
看 護 師	1人	1人	利用者の健康管理、処置及び看護業務全般 緊急時の対応並びに医師への連絡報告
介護職員	2人以上		管理者、看護師の指揮監督に従い、利用者の健康増進及び自立の向上のための介護業務全般
機能訓練指導員	1人	1人	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(4) 営業日・営業時間

- ① 営業日： 月曜日から金曜日（国民の祝日は営業）
② 営業時間： 8時00分～21時00分
③ サービス提供時間： 9時00分～16時00分
④ 延長時間： 16時00分～21時00分

(5) 利用定員

18名

2. 利用料金及び支払方法

(1) 要介護の方（3時間～4時間）

1日あたりの料金（1単位＝10,14円）

介護度	負担割合	基本単位		食費
要介護1	1割	416	+	600円
	2割	832		
	3割	1,248		
要介護2	1割	478		
	2割	956		
	3割	1,434		
要介護3	1割	540		
	2割	1,080		
	3割	1,620		
要介護4	1割	600		
	2割	1,200		
	3割	1,800		
要介護5	1割	663		
	2割	1,326		
	3割	1,989		

(2) 要介護の方（4時間～5時間）

1日あたりの料金（1単位＝10,14円）

介護度	負担割合	基本単位		食費
要介護1	1割	436	+	600円
	2割	872		
	3割	1,308		
要介護2	1割	501		
	2割	1,002		
	3割	1,503		
要介護3	1割	566		
	2割	1,132		
	3割	1,698		
要介護4	1割	629		
	2割	1,258		
	3割	1,887		
要介護5	1割	695		
	2割	1,390		
	3割	2,085		

(3) 要介護の方（5時間～6時間）

1日あたりの料金（1単位＝10.14円）

介護度	負担割合	基本単位
要介護1	1割	657
	2割	1,314
	3割	1,971
要介護2	1割	776
	2割	1,552
	3割	2,328
要介護3	1割	896
	2割	1,792
	3割	2,688
要介護4	1割	1,013
	2割	2,026
	3割	3,039
要介護5	1割	1,134
	2割	2,268
	3割	3,402

+

食費
600円

(4) 要介護の方（6時間～7時間）

1日あたりの料金（1単位＝10.14円）

介護度	負担割合	基本単位
要介護1	1割	678
	2割	1,356
	3割	2,034
要介護2	1割	801
	2割	1,602
	3割	2,403
要介護3	1割	925
	2割	1,850
	3割	2,775
要介護4	1割	1,049
	2割	2,098
	3割	3,147
要介護5	1割	1,172
	2割	2,344
	3割	3,516

+

食費
600円

(5) 要介護の方（7時間～8時間）

1日あたりの料金（1単位＝10.14円）

介護度	負担割合	基本単位		食費
要介護1	1割	753	+	600円
	2割	1,506		
	3割	2,259		
要介護2	1割	890		
	2割	1,780		
	3割	2,670		
要介護3	1割	1,032		
	2割	2,064		
	3割	3,096		
要介護4	1割	1,172		
	2割	2,344		
	3割	3,516		
要介護5	1割	1,312		
	2割	2,624		
	3割	3,936		

その他の加算料金

- (一) 入浴介助加算 : 40単位（Ⅰ）
 (二) サービス提供体制強化加算 : 22単位（Ⅰ）または18単位（Ⅱ）
 (三) 介護職員等処遇改善加算 : （Ⅰ）9.2%を乗じた単位数（1ヶ月につき）
 または（Ⅱ）9.0%を乗じた単位数（1ヶ月につき）

※加算に関しては1割、2割、3割（介護保険負担割合）がご利用者負担額となります。

- (四) 教養娯楽費（一日あたり） : 55円（税込）
 (五) 食費（一日あたり） : 600円（税込）
 (六) 理美容代（カット） : 2,200円（税込）
 (七) 通常の実施区域を越えた地点から1km当たり : 50円
 (八) その他 : 上記の他、おむつ代、レクリエーション等の教材費が自己負担の場合があります。

(6) 第一号通所の方

1ヶ月あたりの料金（1単位＝10.14円）

介護度	基本単位		生活機能向上グループ 活動加算
総合事業対象者 要支援 1	1,672	+	なし
要支援 2	3,428		なし

(一) サービス提供体制強化加算 : (Ⅰ) 88単位(要支援1)
176単位(要支援2)
または(Ⅱ) 72単位(要支援1)
144単位(要支援2)

※加算に関しては1割、2割、3割（介護保険負担割合）がご利用者負担額となります。

(六) 通常の実施区域を越えた地点から1kmあたり : 50円

(七) その他 上記の他、おむつ代、レクリエーション等の教材費が自己負担の場合があります。

当月分の利用合計料金の請求書及び明細書を、翌月の１０日頃までに利用者及び保証人が指定する送付先に発送し、利用者及び保証人が指定する銀行口座から翌月２８日に自動振替にて口座引き落としします。但し、ご希望により現金払い、振込もお受けいたします。

（７）相談援助サービス

・甲府市全域

当事業所は利用者の状態が急変した場合、下記の医療機関に協力をいただき速やかに対応します。

尚、緊急時の場合は、あらかじめ契約時に指定された連絡先に連絡します。

6. 事業所の利用に当たっての留意事項

- (1) 設備及び備品等：設備や備品等は大切に扱ってください。
- (2) 飲酒及び喫煙：施設内での飲酒、喫煙はご遠慮戴きます。
- (3) 金銭及び貴重品：金銭、貴重品は極力持ち込まないようお願いします。
- (4) 宗教活動：個人的なお祈りは自由ですが、鉦、太鼓、大声など他の方にご迷惑になるようなことはご遠慮ください。
- (5) 所持品及び備品：所持品、備品等の持ち込みは、ご相談に応じます。
- (6) 利用中止の連絡：利用日当日の利用中止の連絡は、午前 7 時 30 分までをお願いします。
連絡が午前 8 時を過ぎますと、利用は中止となりましても昼食代は発生します。

7. 非常災害対策

- (1) 自動火災報知設備、拡声(非常放送)設備、消火器、排煙窓、誘導灯、非常用照明器具等を設置
- (2) 防災訓練：年 2 回

8. 介護事故発生時の対応及び防止等

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。
- (2) 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して執った処置を記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底いたします。
- (5) 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを裁定するとともに定期的な研修を行います。

9. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して過ごして頂けるよう、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 要望及び苦情等の相談

通所介護に関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記の窓口にて対応します。

(1) 施設の苦情窓口

苦情受付担当者：デイサービス生活相談員 小池 舞
苦情解決責任者：デイサービス管理者 岩淵 章二
受付時間：8時30分～17時20分(休業日を除く)
電話番号：055-269-6464

(2) 苦情対応の基本的手順

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止、改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

(3) 施設以外の苦情相談窓口

○市町村 各町村介護保険担当窓口

- ・甲府市長寿介護課経営係 055(237)5473
営業時間：月～金（土日除く） 8：30～17：15
- ・笛吹市保健福祉部介護保険課 055(261)1903
営業時間：月～金（土日除く） 8：30～17：15
- ・中央市長寿推進課 055(274)8556
営業時間：月～金（土日除く） 8：30～17：15

○国民健康保険団体連合会

介護・保険者支援課 055(223)9201
営業時間：毎週水曜日 9：00～16：00

12. 第三者評価の実施の状況

- ・未実施

以上、通所介護の提供にあたり、上記の通り重要事項及び個人情報使用等について、説明しました。尚、本書は契約締結の際には了承、契約書の別紙(一部)となることをご了承ください。

令和 年 月 日

事業者 住 所 山梨県甲府市若松町 4-15
電 話 055-269-7808
事業者名称 社会福祉法人正寿福祉会
代 表 者 理事長 河西 正傳

事業所 住 所 山梨県甲府幸町 15-10
電 話 055-269-6464
事業所名称 憩いホーム湯田の里 デイサービス
施 設 長 岩淵 章二

サービス提供にあたり、重要事項説明書等により重要事項の説明を受けました。

説明同意者氏名 印

憩いホーム湯田の里 デイサービス

説明者氏名 生活相談員 小池 舞 印